

関市環境基本条例

平成12年 3 月28日
関市条例第28号

前文

私たち関市民は、緑豊かな大地と清流長良川の恵みを受け、先人の英知と努力により、多くの伝統的文化を守り育てながら、何世代にもわたり栄えてきた。

しかし、今日の繁栄を支える社会経済活動や物質的な豊かさを追求する生活の営みは、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、自然の生態系や人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めている。

もとより、すべての市民は、良好な環境の下に、健康で安全な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、豊かな環境の恵みを楽しむ一方で環境に対して様々な影響を与えていることを認識し、これまで以上に環境の保全に努力するのみならず、更に豊かで快適な環境を作り出すことで、人と自然とが共生することのできる社会の実現に努めなければならない。

ここに、すべての市民の参加と協働により、豊かで快適な環境を保全するとともに新たに創出し、持続的な発展が可能な社会を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創出についての基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある

財産並びに動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創出は、すべての市民が潤いと安らぎのある恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創出は、すべての者が公害の防止並びに環境資源の適正な管理及び循環的な利用を自主的かつ積極的に図ることによって、持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として行わなければならない。

3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、市の区域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(1) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等を図るとともに、森林、農地、河川、湿地等における多様な自然環境の保全及び創出を図ること。

(3) 文化財及び歴史的資産の保存を図るとともに、自然と調和した潤いと安らぎがある良好な景観並びに居住環境その他快適な生活環境の保全及び創出を図ること。

(4) 資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を促進すること。

(5) 廃棄物の適正処理並びに減量化及び再利用を促進すること。

(6) 地球環境の保全を積極的に推進すること。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努め、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減その他豊かで快適な環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に

協力する責務を有する。

（環境基本計画の策定）

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第15条に規定する関市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（年次報告）

第8条 市長は、毎年、市の環境の状況並びに豊かで快適な環境の保全及び創出に関し行った施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（市の施策と環境基本計画との整合）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置）

第10条 市は、事業者又は市民が行う環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置を助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があるときは、経済的な助成その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、適正かつ公平な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する施策に関し、環境の保全上の効果、影響等を十分に調査及び研究をし、必要な措置を講ずることができるものとする。

（環境教育、学習の推進等）

第11条 市は、事業者及び市民が豊かで快適な環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創出に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の推進並びに広報活動の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動を促進するための措置）

第12条 市は、事業者及び市民が自発的に行う緑化運動、再生資源に係る回収運動その他の環境の保全及び創出に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第13条 市は、第11条の教育及び学習の推進並びに前条の自発的な活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創出に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(広域的連携)

第14条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出について広域的な取り組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するように努めるものとする。

(環境審議会)

第15条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、関市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する基本的事項並びに重要事項を調査及び審議する。
- 3 審議会は、前項に掲げるもののほか環境の保全及び創出に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員20人以内をもって組織し、生活、自然、社会及び地球環境問題について知識及び意見を持っている者のうちから市長が委嘱する。
- 5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。
 - (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
 - (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(市の施策の推進のための措置)

第16条 市は、豊かで快適な環境の保全及び創出のための施策を推進するため、環境調整会議の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月6日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

関市環境審議会規則

平成12年 6 月28日
関市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、関市環境基本条例(平成12年関市条例第28号)第17条の規定に基づき、関市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名した者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、必要に応じて審議会を招集する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(議事)

第3条 審議会の会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、会務を総括し、必要に応じて部会を招集する。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２２年３月３０日規則第１５号）
この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月７日規則第９号）
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。